

一般社団法人日本人間工学会 トップ10%査読者賞選考規程

第1条（本賞の目的）

本賞は、人間工学誌の査読に精力的に貢献された方々の功績を称えるもので、人間工学誌の学術的価値の維持・発展に資する質の高い学術成果の創出に寄与することを目的とする。

第2条（受賞資格）

本賞は、以下の全ての項目をみたす受賞資格者のなかから選考する。

- (1) 査読時に学会の正会員。
- (2) 対象年（1月1日～12月31日）の間に「人間工学」誌の査読が完了し最終判定がなされた論文の査読者。

第3条（対象者の除外）

現職の編集委員は選考の対象から除外する。

第4条（選考主体）

本賞の一次選考（受賞該当者の抽出）は、選考内規に従い編集委員会にて行う。表彰対象候補者リストを決定し、表彰委員会へ提出する。本選考は表彰委員会が行う。

第5条（選考方法）

- (1) 本賞を授与する人数は、対象年の査読者人数の10%を原則とする。
- (2) 一次選考では、査読件数の上位10%該当者を抽出する。対象候補者が上限人数を超える場合、または上限人数に至らない場合には、選考内規により総合的・俯瞰的に表彰対象候補者リストを決定する。
- (3) 本選考では、表彰対象候補者リストに基づき表彰委員会にて審議を行い、本賞の目的を踏まえ、表彰対象候補者を選考し、理由を添えた上で理事会へ推薦する。理事会は受賞者を決定する。

第6条（規程の改変）

この規程の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は2021年3月2日から施行する。
- 2 2021年10月15日改訂